

長野県青年の家規則を廃止する規則案について

文化財・生涯学習課

1 廃止の理由

青年の家の平成29年3月末廃止に伴い、規則を廃止する。

2 施行期日

平成29年4月1日

長野県青年の家規則を廃止する規則案

長野県青年の家規則（昭和42年長野県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課